

- 経済産業省は、小売電気事業等の登録申請を受け付けた場合、需要家の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保等の観点から審査(下図※1)を行うとともに、委員会の意見を聴取する。
- 意見聴取があった場合、委員会は「電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるもの」に該当しないかを審査(下図※2)する。経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を判断し、登録をしたときは申請者への通知を行う。(※)なお、申請書の受理から登録までの標準処理期間は1月である。

